

鳥取県告示第69号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成23年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
299	島根銀行根雨支店	名称	島根銀行根雨支店	島根銀行米子支店 根雨出張所	平成23年1月17日
452	島根銀行米子東支店	〃	島根銀行米子東支 店	島根銀行米子支店 米子東出張所	〃
467	島根銀行米子駅前支店	〃	島根銀行米子駅前 支店	島根銀行角盤町支 店米子駅前出張所	〃
530	鳥取銀行名和支店	売りさばき 場所	西伯郡大山町御来 屋956	西伯郡大山町御来 屋128-6	平成22年12月20日